

# 歴史を眠らせるな

## 政府の公文書

重要な公文書を保存し、公開するのが国立公文書館の役目である。ところが、そこに集まる公文書の数が激減している。各省庁が手元の公文書を公文書館に出さなくなっているためだ。

このままでは、現代史を研究するにも、過去の政策決定を検証するにも、ろくに役立たない施設となってしまう。

こういう現象が起きたのは、公文書館が独立行政法人に衣替えした01年度からだ。省庁から公文書館に移管される公文書のファイル数は、00年度まで年平均1万7千だった。それが、02年度は7775、03年度は5764になった。

法人化する前の公文書館は総理府の機関として、この公文書を移管させるかについて各省庁と対等の立場で協議ができた。しかし、法人化後の公文書館は内閣府に意見を伝えるだけで、省庁に移管を直接要請できなくなった。その結果、もともと文書を外部に持ち出すことを嫌う官

僚たちの意向が、より通るようになったというのが、大きな理由だ。

行政の改革として行われた法人化が行政の不透明性を高めているとすれば、何とも情けない話である。

公文書の保存や利用については、細田官房長官の私的懇談会が6月にまとめた報告書がある。それによると、国立公文書館は設立から33年になるが、他の先進国に比べて質的にも量的にも劣りすぎている。戦後の日本についての記録が知りたければ、米国の国立公文書館を訪ねたほうがよさく、とまで書いている。

確かに、ドキュメントの公文書館に行く、重要な政策にかかわった関係者担当者のメモや走り書きのたぐいまでが保存され、公僕たる公務員が職場に残した文書は国民の共有財産だ、とこう考え方を痛

いほど感じさせられている。日本の公文書の保存は以前からお粗末で、それが公文書館の法人化でますますひどくなったとふしひびが聞かれる。

小泉首相は各省庁に抜本的な方針転換を命じるべきだ。文書の保存について公務員教育のやり直しも必要だ。さもないと、貴重な資料が散逸し、破壊され、役所のロッカーで眠ったままになる。

公文書は、最長30年の保存期間が満了した段階で公文書館に移管するか、廃棄するか、保存期間を延長するかが決まる。だが、決定の基準はあいまいで、実態は役所の都合次第だ。公文書館の権限を強め、公文書館が要請した文書は移管する、とを原則とすべきだろう。

細田長官の私的懇談会は、保存期間30年の例外とされた機密性の高い文書や、部長長以上の決裁文書などについては、いっさい廃棄を認めないような手立てが必要だと提言した。当然のことだ。

政策決定の経過を不す文書が長くても30年たてば必ず公開され、国民の目にさらされる。その仕組みが確立すれば不透明な行政はやりかえらなければならない。情報公開の実をあげるには、その最後に控える公文書館制度を充実することが欠かせない。